

広島高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 裁決取消（C事件）、更正決定取消（D事件）請求控訴事件

国側当事者・国（国税不服審判所長、広島西税務署長）

平成26年6月19日棄却・確定

（第一審・広島地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、同第●●号、平成26年1月28日判決、本資料264号－18・順号12399）

判 決

控訴人（原告）	甲
被控訴人（被告）	国
代表者法務大臣	谷垣 禎一
裁決行政庁	国税不服審判所長 畠山 稔
処分行政庁	広島西税務署長 大庭 明夫
指定代理人	檜野 一穂
同	重田 勉
同	赤代 道郎
同	藏重 有紀
同	和久里 亮一
同	矢野 聡彦
同	稲田 洋三

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 原判決別紙処分等目録記載4の「上記1から3までの各処分」とあるのを「上記1及び2の各処分」と更正する。
- 3 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 別紙処分等目録記載4の裁決を取り消す。
- 3 別紙処分等目録記載1ないし3の各処分（ただし、取消しを求める部分の記載がある処分については、当該部分のみ）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 広島西税務署長は、社会保険労務士である控訴人に対し、別紙処分等目録記載1及び2の各更正処分及び加算税賦課決定処分（以下、併せて「本件各更正処分等」という。）並びに同目録記

載3の所得税の青色申告の承認取消決定（以下「本件青色申告承認取消処分」といい、本件各更正処分等と併せて「本件各処分」という。）をしたが、控訴人は、本件各更正処分等の取消しを求めて異議申立てをし、これに対し、広島西税務署長は、異議申立期間の経過後にされた不適法なものであることを理由として、異議申立てをいずれも却下する旨の異議決定をした。控訴人は、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の取消しを求めて、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、適法な異議申立てを経していない不適法なものであることを理由として、別紙処分等目録記載4の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。本件は、控訴人が、本件各処分の取消しを求めるとともに（広島地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号事件、以下「D事件」という。）、本件裁決の取消しを求める（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号事件、以下「C事件」という。）事案である。

原審は、上記審査請求が適法な異議申立てを経ずに行われたものであり不適法であるから、これを却下した本件裁決は相当であるとして、C事件につき請求を棄却し、また、本件青色申告承認取消処分の取消しを求める訴えは、不服申立手続が前置されていないし、本件各更正処分等の取消しを求める訴えは、不服申立てを前置したといえないから、いずれも不適法であるとして、D事件につき訴えを却下した。これに対し、控訴人が本件控訴を提起した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「2 前提事実」（原判決2頁22行目から同4頁7行目まで）及び「3 争点及び当事者の主張」（原判決4頁8行目から同5頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決別紙処分等目録記載4は、主文2項のとおり更正したのちのものとなる。）。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、D事件の訴えは、いずれも不服申立手続を前置しないか、前置したとはいえないため、不適法であり、また、C事件の請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」（原判決5頁6行目から同7頁19行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、原判決別紙処分等目録記載4の「上記1から3までの各処分」とあるのは、「上記1及び2の各処分」の誤記であることが明白であるから、主文2項のとおり更正する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 竹内 民生

裁判官 金村 敏彦

裁判官 日暮 直子

処分等目録

- 1 広島西税務署長が、控訴人に対し、平成24年3月5日付けでした、
 - (1) 平成20年分所得税の更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分
(取消しを求める部分)
上記更正処分のうち還付金の額に相当する税額250万4550円を下回る部分及び上記賦課決定処分
 - (2) 平成21年分所得税の更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分
(取消しを求める部分)
上記更正処分のうち還付金の額に相当する税額248万0541円を下回る部分及び上記賦課決定処分
- 2 広島西税務署長が、控訴人に対し、平成24年3月5日付けでした、
 - (1) 平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
(取消しを求める部分)
上記各更正処分のうち納付すべき消費税額29万4900円を超える部分及び納付すべき地方消費税額7万3700円を超える部分並びに上記賦課決定処分
 - (2) 平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
(取消しを求める部分)
上記各更正処分のうち納付すべき消費税額24万4300円を超える部分及び納付すべき地方消費税額6万1000円を超える部分並びに上記賦課決定処分
 - (3) 平成22年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
(取消しを求める部分)
上記各更正処分のうち納付すべき消費税額26万6700円を超える部分及び納付すべき地方消費税額6万6600円を超える部分並びに上記賦課決定処分
- 3 広島西税務署長が、控訴人に対し、平成24年3月5日付けでした、控訴人の所得税の青色申告の承認取消処分
- 4 国税不服審判所長が、控訴人に対し、平成24年11月15日付けでした、上記1及び2の各処分についての審査請求をいずれも却下する旨の裁決

以 上